

公益社団法人 神奈川県薬剤師会 健康測定機器等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康相談等に活用するため公益社団法人神奈川県薬剤師会（以下「本会」という。）が管理する健康測定機器等の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 本会が貸出しを行う対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本会定款第12条第2項に定める地域薬剤師会及び職域薬剤師会。
- (2) 本会の会員が開設又は勤務する薬局等。
- (3) 本会が認定したくすり与健康相談薬局。
- (4) その他、本会が特に認めたもの。

(貸出機器等の対象物)

第3条 本会が貸出しを行う健康測定機器等（以下「機器」という。）は、別表のとおりとする。なお、別表のうち区分Bは、くすり与健康相談薬局へ優先的に貸出すための機器（以下「優先機器」という。）とする。

(貸出管理)

第4条 管理は事務局が行うこととし、健康測定機器等貸出簿（様式1）により管理する。

(貸出期間)

第5条 機器の貸出しを行う場合の期間は、貸出日から起算し、7日間以内とする。ただし、本会が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出しの申込み)

第6条 機器の貸出しを希望する者は、貸出しを希望する日（以下「希望日」という。）の5か月前の日の属する月の初日から希望日の10日前までの間に、本会ホームページ（会員ページ）内、「健康測定機器貸出」（以下「予約システム」という）から申込をすることができる。

- 2 前項に関わらず、第2条第1号に該当する者にあっては、希望日の6か月前の日の属する月の初日から予約システムにて申込することができる。
- 3 前2項に拘らず第2条第3号に規定されたくすり与健康相談薬局が優先機器の貸出しを希望する場合は、希望日の7か月前の日の属する月の初日からその翌月の末日までの間に、予約システムにて申込をすることができる。
- 4 優先機器については、希望日の5か月前の日の属する月の初日から第2条第1号及び第2号で規定する者が予約システムにて申込をすることができる。

(貸出しの承認)

第7条 本会は、前条の規定による申込みがあった場合は速やかに貸出しの承認の是非を判断するものとする。なお、前条の申込みにおいて、機器の貸出し期間が重複する複数の申込みがあった場合には、原則として先に予約システムにて申込をした者を優先するものとする。

2 本会は、機器の貸出しを承認するときは健康測定機器等貸出の確定メールを送付するものとし、承認しないときはその旨を申込者に通知しなければならない。

3 本会は、機器の貸出しを承認するにあたり、その承認する数量を減じることができる。

(貸出しの制限)

第8条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを認めない。

- (1) 本会の行事又は業務に支障があるとき。
- (2) 機器を損傷する恐れがあると認めたとき。
- (3) 営利又は営業宣伝を目的とするとき。
- (4) 特定の宗教団体及び政党が使用するとき。
- (5) その他、本会が不適當と認めたとき。

(貸出しに係る費用)

第9条 機器の貸出しに係る費用は、無料とする。

ただし、返却に要する費用及び機器の使用に伴う消耗品等に係る費用は、貸出しを受けた者が負担する。

(貸出期間及び返却)

第10条 貸出期間は、上記確定メールに記載の期間とし、貸出期間を延長する必要があるときは、改めて予約システムにて申込をし、承認を受けなければならない。

2 貸出期間中の転貸は認めない。

3 貸出期間中であっても機器の返却を求められたときは、ただちに応じなければならない。

(損害賠償等)

第11条 貸出しを受けた者が当該機器を滅失などした場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貸出しを受けた者は、当該機器を滅失し、又は毀損したときは、遅滞なくその旨及び理由を本会に報告しなければならない。
- (2) 貸出しを受けた者は、前号の滅失又は毀損がその責めに帰すべき理由による場合は、本会の指示に従いその負担において修理し、または本会が相当と認める額を弁償しなければならない。

(3) 貸し出した機器により事故が発生しても、本会はその責めを負わない。

(改廃)

第12条 この要領の改廃については会長が定める。

附 則

(施行)

- 1 この要領は、平成30年5月10日から施行する。
- 2 この要領の制定によって公益社団法人神奈川県薬剤師会健康測定機器等貸出規則は廃止する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年7月11日から施行する。